

藤枝市に移住したい子育てファミリー世帯を応援します!



子育てファミリー移住定住促進事業

子育てファミリー世帯の移住に

最大 **100万円** を助成します!



新築住宅取得事業

■子育てファミリーが金融機関から購入融資を受けて新築住宅の建築または購入に要する経費を助成。転入・引越し前の申請が必要。

市外から転入：最大50万円

市内での転居：最大30万円

(市内での転居は賃貸住宅に居住している場合のみ対象となる)



新築住宅移転事業

■子育てファミリーが新築住宅に移転する際に要する費用(引越し費用に限る)を助成。転入・引越し前の申請が必要。

市外から転入：最大50万円

併用すれば・・・市外から転入：最大100万円
市内での転居：最大 30万円



問合せ先

藤枝市都市建設部空き家対策室
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
電話 054-643-3481 (直通)
FAX 054-643-3280
E-mail kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市 子育てファミリー

検索

詳しい内容は
こちらからも
確認できます→



藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業概要

【事業の主旨】

- 藤枝市への子育て世帯の移住・定住の促進を図る

【用語】

■ 子育てファミリーとは

中学生以下の子又は妊娠している者がいる世帯をいう

■ 新築住宅とは

人の居住の用に供したことの無い戸建て住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)をいう。

建売住宅の場合は、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないことを次のいずれかにより確認する。

ア：検査済証の写し(検査済証の検査済日)

イ：建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないことを確認できる書類の写し

